

## リチウムイオン蓄電池の規制対象化に係る説明会開催について

平成20年2月20日  
経済産業省製品安全課

近年、ノートパソコンや携帯電話等に搭載されるリチウムイオン蓄電池の発火・発煙事故が急増していることを踏まえ、「電気用品安全法の一部を改正する法律」(平成19年法律第116号)において、蓄電池であって、政令で定めるものを「電気用品」に加えました。これに伴い、電気用品安全法施行令を改正し、一部のリチウムイオン蓄電を電気用品として規制する予定です(平成20年11月20日施行予定)。

これにより、リチウムイオン蓄電池を製造・輸入する事業者は、経済産業省令で定める技術上の基準(技術基準)への適合義務が課せられることとなります。また、リチウムイオン蓄電池を販売する際は、この適合義務を履行していることを表すPSEマークが付してあることが必要になります。

当該規制の円滑な施行に向けて、下記のとおり説明会を開催いたしますので、関係者の皆様におかれましては是非ともご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参加を希望される場合は会場の準備の都合上、説明会開催日の3営業日前までに、下記「お問い合わせ先」へFAX又は電子メールをいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 日 時 :

【1回目】平成20年2月29日(金)

10:00~12:00(受付開始9:30~)

【2回目】平成20年3月4日(火)

14:00~16:00(受付開始13:30~)

内容は同じです。いずれかにご参加ください。

#### 2. 場 所 : 経済産業省 講堂(本館地下2階)

**3 . 議 題** : リチウムイオン蓄電池の規制対象化について  
リチウムイオン蓄電池の技術基準等について  
説明者 商務情報政策局 製品安全課

**4 . 対象者** : 事業者、事業者団体、試験機関等

**5 . お問い合わせ先** : 経済産業省商務情報政策局製品安全課 矢口、大野  
TEL 03 - 3501 - 4707  
FAX 03 - 3501 - 6201  
e-mail qqjcbbe@meti.go.jp

## F A X送付状

| あて先                     | ご送信者及び連絡先        |
|-------------------------|------------------|
| 経済産業省 製品安全課<br>矢口、大野 あて | 御社名 _____        |
| TEL : 03 - 3501 - 4707  | 部署 _____         |
| FAX : 03 - 3501 - 6201  | お名前 ( 役職 ) _____ |
|                         | TEL : _____      |
|                         | FAX : _____      |

( 件名 ) リチウムイオン蓄電池の規制対象化に係る説明会について  
-----  
参加希望者様氏名 ( 役職 ) :

参加希望日程 ( ご希望日程を で囲んでください。 ) :

平成20年2月29日 ( 金 ) 10 : 00 ~ 12 : 00

平成20年3月4日 ( 火 ) 14 : 00 ~ 16 : 00

送信枚数 枚 ( 本紙含む )